

中央建設業審議会総会

平成27年11月11日（水）

【事務局（西山）】 定刻となりましたので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

報道関係の皆様のご冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日は6名の委員よりご欠席との連絡を受けております。

本日の審議会には委員の総数の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、建設業法施行令第29条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開とされております。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は、議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたら、お申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に先立ちまして、事務局から本日ご出席の委員の方々をご紹介申し上げます。

まず、東京海上日動火災保険株式会社相談役の石原邦夫会長です。

【石原会長】 石原でございます。よろしくどうぞお願いします。

【事務局（西山）】 続きまして、委員の皆様を五十音順で紹介させていただきます。

一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会副会長の青木繁夫委員です。

【青木委員】 青木でございます。よろしくお願いします。

【事務局（西山）】 東京大学大学院工学系研究科教授の小澤一雅委員です。

【小澤委員】 小澤です。よろしくお願いたします。

【事務局（西山）】 一般社団法人全国中小建設業協会副会長の小野徹委員です。

【小野委員】 小野です。よろしくお願いたします。

【事務局（西山）】 全国建設労働組合総連合書記長の勝野圭司委員です。

【勝野委員】 勝野です。よろしくお願いたします。

【事務局（西山）】 日本公認会計士協会常務理事の岸上恵子委員です。

【岸上委員】 岸上でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（西山）】 一般社団法人全国建設業協会会長の近藤晴貞委員です。

【近藤委員】 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（西山）】 学習院大学法学部教授の櫻井敬子委員です。

【櫻井委員】 櫻井です。よろしくお願いいたします。

【事務局（西山）】 三菱地所株式会社取締役常務執行役員の谷澤淳一委員です。

【谷澤委員】 谷澤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（西山）】 東日本高速道路株式会社代表取締役社長の廣瀬博委員です。

【廣瀬委員】 廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（西山）】 株式会社リ・パブリックフェローの藤原まり子委員です。

【藤原委員】 藤原まり子です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（西山）】 一般社団法人日本建設業連合会副会長の山内隆司委員です。

【山内委員】 山内でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（西山）】 一般社団法人日本電設工業協会会長の山口学委員です。

【山口委員】 山口です。よろしくお願いいたします。

【事務局（西山）】 東海旅客鉄道株式会社常務執行役員の渡邊清委員です。

【渡邊委員】 渡邊です。よろしくお願いいたします。

【事務局（西山）】 なお、本日はあいにくご欠席ですが、魚沼市長の大平悦子委員、弁護士佐藤りえ子委員、北海道知事の高橋はるみ委員、東京大学大学院法学政治学研究科教授の中田裕康委員、電気事業連合会副会長の廣江譲委員、一般社団法人日本建設業連合会副会長の宮本洋一委員におかれましては、引き続き、委員を務めていただいておりますことをあわせてご紹介申し上げます。

以上でございます。

それでは、会議に先立ちまして、国土交通省建設流通政策審議官の海堀からご挨拶させていただきます。

【海堀建設流通政策審議官】 ただいまご紹介いただきました海堀でございます。

局長の谷脇でございますが、今、国会のほうからこちらに向かっておりまして、若干、おくれるということがございますので、私のほうから、冒頭、ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろより国土交通行政、とりわけ公共事業の執行や

建設産業の行政につきましてご協力いただき、また、本日は大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この建設産業は、防災、減災、あるいは老朽化対策、メンテナンス、耐震化への対応など、地域の守り手として極めて重要な役割を担っております。加えまして、日本経済の成長の実現、都市再生、あるいは地方創生など、我が国の活力ある未来を築いていく上で非常に大きな役割を果たしているというふうに思っているところでございます。

この建設産業がその役割を十分に果たしていくためには、今後の将来を見据えて産業全体の力を高めていくことが喫緊の課題と痛感しているところでございます。

昨年、国会のほうで中長期的な担い手の確保育成を柱といたしました、いわゆる品確法をはじめとした担い手3法の改正が行われました。国土交通省におきましては、この法改正を踏まえて、今年度は担い手3法の運用元年ということで位置づけさせていただいて、例えば、公共工事における予定価格の適正な設定、あるいは公共団体発注における歩切りという予定価格を一方向的に引き下げようなどの根絶、あるいは個別工事におけるダンピング対策の徹底などに尽力しているところでございまして、こういった法律の的確な運用を、現在、発注者に働きかけているというところでございます。

本日は、こうした昨今の建設産業の現状と最近の取り組みに対しましてご報告申し上げますとともに、今般の法改正で新たに新設されました解体工事業、これの法施行を6月に控えまして、経営事項審査制度の改正案についてご審議をいただきたいと考えているところでございます。

また、既に委員の皆様も報道等でご存じのことかと存じますが、先般、横浜市の分譲マンションにおいて施工不良、あるいは、施工の際に記録しておくべきデータの流用などの問題が発生いたしました。この事案を契機に、いわゆる建築物のくい工事、さらには建設工事全般について国民の皆様にご懸念が広がっているということはまことに遺憾なことでございます。

国土交通省におきましては、省を挙げて万全な対応を講じているところでございます。本取り組み状況につきましても、委員の皆様にしっかりと計画をご報告させていただきたいと思っております。

本日の審議でございますが、委員の皆様のぜひ活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

【事務局（西山）】 冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきます。

で、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮願います。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、議事の進行は石原会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

【石原会長】 石原でございます。議事の進行、ご指名でございますので、これから務めさせていただきますと存じます。

それでは、まず、お手元の議事次第に基づきまして、議事に入らせていただきます。

議事の（１）、建設産業の現状と最近の取り組みにつきまして、事務局より報告をよろしくお願いたします。

【北村建設業課長】 建設業課長の北村と申します。よろしくお願いたします。私のほうからご説明申し上げます。

資料２というものが皆様、お手元にあると思いますので、ご説明申し上げます。お時間の関係がございますので、ごくかいつまんで説明させていただきたいと思います。

まず、１ページめくっていただきます。これはここ３０年の建設投資と建設業の業者数の推移ということでございまして、公共投資をはじめとする建設投資と事業者数、労働者数、これが近年非常に減ってきたということでございますが、詳しくはもう１ページめくっていただきますと、２ページでございます。

これは左側が建設労働者の中の、特にいろいろ、職種別ということです。私ども、特に建設業の現場のほんとうの担い手である技能労働者の方に着目してございますが、こちら側の一番下の黄色のところにつきまして、ここ５年間で１０万人増えているということでございますけれども、これは、左のほうからずっと減ってきて、ここ５年で少し戻ってきているということで、やめられた方が戻ってきているのかなと思っておるわけでございます。一つ、この右側のページを見ていただきますと、建設労働者の方の年齢構成と、日本全体が高齢化しておりますので、高齢者の方が増えているわけですけど、建設業の場合は特にこれが極端で、５０歳以上の方が３割と、２０代以下が１割ということでございます。

２５年、２６年の一番下のところに丸がついてございますが、ここで十数年ぶりに若い人の割合が増えたということで、我々としては、単に、過去やっていた経験者が戻ってきただけではなくて、新しい力が入りつつあるということで、非常に喜ばしい傾向だと考えてございます。

もう１ページおめくりいただきます。３ページでございます。これは足元の労働需給の状況でございます。震災以降、かなり建設労働者の方の人手不足というようなことをいわ

れておりますけれども、統計上、ここ1年くらいはやや落ちついているというようなこと
でございまして、かなり、これは地域的な問題もございまして、足元需給はとりあ
えず落ちついているというデータでございまして。

あと4ページ目でございます。資材価格ですが、これについても、建設資材、非常に高
騰するというようなことをひところ言われておりましたけれども、これはグラフで見えて
いただきますと、上の段でございまして、赤いものが輸入に頼っているもの、それか
ら、灰色は国内材ということで、よく建設投資が増えて、資材価格が上がっているとい
ふうにいわれておりますけれども、実は、これ、そういうことではありませんで、為替の
関係とか、原油の関係で上がっているものは上がっている。そうでない生コンとかそう
いったものは安定的な動きになっているということがこちらからわかるかと思えます。

あと5ページ目でございます。入札不調の状況についてということでございまして、こ
れも非常に、ひところ、特に、被災地等、建設労働者不足で入札不調が増えているとい
うようなことがありましたけれども、これは相変わらずある程度の数字がございまして、
落ちつきが出てきているということがこちらからわかるということでございまして。

6ページ目は、今の予算要求の内容でございまして、割愛させていただきますと、7ペ
ージ目は、先ほど建流審からのご挨拶にありました品確法の運用指針の概念の要約版で
ございまして。

時間の関係もありますので、少し飛ばさせていただきますと、10ページ目をお開き
いただきたいと思います。先ほど、足元の労働者についてはとりあえず安定しているとい
うこととございまして。これは、本日、山内委員いらっしゃっておりますけれども、日建連さ
んのほうで出された長期ビジョン、これ、本来、国がこういうことを示すべきなんですけ
れども、業界団体のほうでお示しいただいたので、資料として使わせていただいております。
足元の労働者についてはそれなりに足りていると言うとあれなんですけれども、で
ございまして、長期をにらみますと、例えば、一番上の箱の中でございまして、
2025年度というようなところをターゲットに考えますと、次の段でございまして、
90万人の新規入職者が必要だというような統計的なものが出ております。

私どもとしては、長期をにらんで、若い人たちに建設業に入っていただくという、魅力
ある業界にさせていただくということが今の最大の課題だと考えてございまして。

次の11ページですね。これは、今、私どもが行っております施策について、項目だけ
整理をさせていただいたものでございまして。

あと、関連する資料がございますけれども、説明のほうは以上で終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【石原会長】 ありがとうございます。

建設産業の現状と最近の取り組みについてということで、簡潔なご説明をいただいたわけでございますが、これにつきまして、何か、ご質問ご意見。

山内委員さん、どうぞ。

【山内委員】 日本建設業連合会副会長の山内でございます。一言、この機会に意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

私ども日建連では本年4月に建設業の長期ビジョンを公表いたしました。その中で、今、国土交通省さんからの数字にも出ておりましたが、現在、約341万人いる建設技能労働者が2025年度までに128万人離職すると予測し、若者を中心に90万人の新規入職者を確保するとともに、35万人分を省人化するという目標を掲げました。

この目標の達成に向けて、私ども日建連では、労務賃金の改善、社会保険未加入対策の推進、建設業における女性の活躍推進など、担い手の確保・育成に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そうした中、本年5月に開催されました建設産業活性化会議において、就労履歴管理システムの構築が決定され、8月には官民の関係者からなるコンソーシアムが設置されました。

私ども日建連といたしましては、このシステムは技能労働者の技能を見える化することにより、技能労働者本人の処遇改善、建設産業全体の生産性の向上を図る基盤となるものであると考えており、新たに推進本部を設置して、積極的に対応しているところであります。

いずれにいたしましても、担い手の確保・育成につきまして、国土交通省様をはじめ、ご関係の各位のご支援とご協力をお願いする次第であります。

私からは以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。日建連さんから、お取り組みの状況についてご説明がございましたけれども、ほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ、近藤委員さん。

【近藤委員】 全建の近藤でございます。今、日建連さんのほうからお話がありましたので、全建のほうからも少しお話をさせていただきたいと思っております。

私ども全建は、中小を中心とした地域の建設業者約1万9,500社が会員となっている協会でございます。

担い手3法の改正、それから国土のグランドデザイン2050をはじめとする長期ビジョン等を受けて、地域の建設業、少し明るさと活気が少しずつ戻りつつある状況でございます。現在、担い手3法の改正趣旨、これを実現すべく活動を開始しているという状況でございます。

この10月に全国、北海道から九州まで9ブロックあるんですが、9ブロックにおいて、国土交通省、それから各県の担当部局の方々とそれぞれ意見交換会を実施してまいりました。その中で出たことについて3点ほどまとめてお話をさせていただきたいと思っております。

その3点のうちの1つは、今回の担い手3法、ぜひ地方公共団体まで趣旨を徹底していただきたいということ、これが1つ目でございます。

それから2つ目は、労働生産性を上げるための発注の平準化をお願いしたい。これが2つ目でございます。

それから3つ目は、今年度の発注量をぜひ増加させていただきたい。地域によっては、現在までの今年度の発注量、20%から30%減という地域がかなり出てきております。

全建の会員企業はどちらかといいますと、工事規模が小さい、それから公共工事に依存するところが大きいという業者の集まりでございます。せっかく戻りつつある明るさと活気を消さないためにも、ぜひ、その辺、取り組んでいただければ一番ありがたいという、この3点が主要な形で話として出ましたので、ここでご報告だけさせていただきます。

よろしく願いいたします。

【石原会長】 ありがとうございます。お二方のお話を聞きましても、足元の状況では大分明るさが出てきたものの、やっぱり中長期的な問題というものがあると。そういう中でこれまで、この審議会でもいろいろ論議してまいりましたことが具体化されつつある中、ぜひまた論議をしてもらいたいと思っております。

ほかにございますでしょうか。今日はちょっと時間が大分制限されておりますので、恐れ入りますが手短にお願いしたいと思います。

勝野さん、どうぞ。

【勝野委員】 全建総連の勝野と申します。先ほどのご報告の中、ページ数で言いますと12ページと13ページに関係をして、2点ほど発言をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、この間、設計労務単価の引き上げでございますとか、担い手3法の改正を含めて、行政や業界を挙げての取り組みの中で、技能労働者の確保という、人の問題に焦点を当てた施策の具体化によって、改善が確実に進んでいる、そういうふうに認識をしております。とりわけ、未加入対策で加入が進んでいるというような資料も出されておりますけれども、事業所レベルでは確かに進んでいるということが指摘できると思いますが、労働者レベルではまだまだ不十分だというふうに考えております。

そうした点からしますと、これから2017年3月までに向けて、労働者レベルでの加入促進ということが非常に重要になってくると考えております。そのために、既に元請ゼネコンさんの中でも、事業主負担分の法定福利費を全額支給をする、こういった動きも出されているところでございまして、このように、直接労働者を雇用する二次以下の事業所の労働者分の法定福利費がしっかりと行き渡るよう、国交省としても指導をさらに強くいただきたいと思っております。

ただ、一方で、労働者を一人親方にする動きが増加をしている、こういう研究レポートも出されております。通常では考えられない、10代で労災の特別加入をせざるを得ない、こうしたケースなど、未加入対策に逆行する動きにはしっかりと実態把握と適切な指導を行っていただきたいと考えております。

もう1点、先ほどございました、8月と11月に就労履歴に関する会議が行われておりますけれども、私ども、この就労履歴が有効なものとして業界で活用されていくためには、労働者の本人確認が最も重要だというふうに考えております。そうしなければ、技能や経歴などの蓄積データの信頼性を確保することができないというふうに考えておりますので、その点を担保する論議をぜひ深めていただきたいと思っております。

以上です。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【小野委員】 全中建の小野です。私からは改正品確法に関連しまして、ブロック別協議会、発注者協議会について意見を述べさせていただきます。

運用指針につきましては、業界の健全な発展を目的ということで、まことにありがたく、感謝をしております。また、この周知徹底の手段として協議会が組織されたことは、地方の末端にまで品確法の趣旨を知らしめるものとして期待をしているところです。

先ほど近藤会長からお話がありましたけれども、私どももこれに大変期待をしているところですけれども、まずは歩切りの根絶からスタートされたということは、歩切りの根

絶が地方自治体の工事を主といたします中小建設業界の悲願でありましたので、この徹底をお願いするものです。

しかし、自治体によりましては、これは歩切りではなく端数処理だといった回答が多く寄せられているということですが、こういった発注者の恣意的な裁量を黙認すれば、端数処理が大きな歩切りに通じかねないので、これを一切認めないという方向でご指導をお願いしたいと思います。

発注者協議会において、自治体からの聞き取りの体制についても注文があります。

例えば、自治体によりましては、入札のほとんどが制限付きの一般競争入札で、総合評価方式というのは1年に1回しかやっていないと、そういう市町もあるわけですが、「我が町では総合評価をやっている」という声をしています。たった1件でもそんなことがあります。そもそもの品確法の趣旨である総合評価で受注者を決めようということ自身が、面倒くさいからとか、国交省や県の手前だというようなことの状態、品質の重要ポイントである市町がつけております工事成績などは直轄工事の業者選定の際の参考数値として、これでは信頼されないではないかと言ってもいいのではないかと考えております。

また、市町の契約規則では、予定価格の事前公表はしないと云いながらもこういう文章になっています。「前項の規定にかかわらず、市町長は、必要があると認められるときは、入札の執行前に予定価格を公表することができる」、こういう条文があるところがあります。つまり、事前でも事後でもどちらでもできるという条文でありまして、改正品確法の運用指針とは相入れません。どうしてこのような条文ができていくかといいますと、これはいわば、予算がないから、工期がないからという場合に地元業者に落札させるために、もし、地元業者が落札できなければ近隣の業者まで入れて再入札をしますよと、こういう脅しにもとれます。

また、発注者協議会に対して、最低制限価格を設けてありますよと言ったところで、中建連のモデルとは随分かけ離れた数字であったり、低入札調査価格を定めていても、工事するのに差し障りがないんだと、こういう判断が慣例であれば、規則を定めていないと同じことになってしまうのではないかと、こういうことになります。

結論としまして、ブロック別協議会においては、まずは地方自治体の規則をはじめとする内容を十分に把握されるようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

【石原会長】 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見。はい、どうぞ。

【青木委員】 日本躯体を代表して申し上げます。

我々、専門工事業として幾つかというか、あまりに問題が多いので、時間が限られていますので、幾つかお願いやら、現状やら申し上げたいと思います。

我々、とび・土工事業の全国組織を持っている組合なんですけれども、躯体といえば、皆さん、ご存じのように、とび・土工、鉄筋、型枠大というような職種が入っているんですけれども、現状、担い手の話が、今、いろいろ出ているんですけれども、昨年度の高校卒業生の我々躯体職に対する有効求人倍率は6.9。要するに6.9社が1人の人間を争っている、こういう状況で、もうとんでもない数字なのです。数字を見ると、ほんとうに人が来ますかと、こういうような状況に置かれている我々なんですけれども。

したがって、今、今日か明日に有効な手立てははっきり言ってないんです。我々、いろいろなところをお願いして、いろいろなところの雇用環境を整備していかざるを得ないので、これがほんとうにいつになったら間に合うのかというのは見通しがつきません。

そういった意味で、せめて、国交省さんとかいろいろな役所が、直轄工事において、いろいろな元請さんが受注するわけなんですけれども、そこに我々のような専門工事業、いろいろな業種があります。もちろん、そういう団体をまとめたものもありますけれども、そういう、使う専門工事業の評価ですね。それを必ず入札の必要条件に加えてもらいたいです。まじめにやっている会社を使っていたらいいです。元請さんもいますけど。それは安いから使うとかそういうことじゃなく、正しい評価の、規模によっても違いますけど、評価において正しい業者を使うという方向に持って行っていただきたいなというのは私どものお願いであります。

今のところそれはフリーな状態になっていますので、どこの業者がどうやっているのかというのは、国交省とかレベルでわからないと思いますので、ぜひとも、今回、解体工事業が新たに加わりますね。だから、全体として、専門工事業の第三者的な評価、いろいろと今は入札は大体、完工高だとか、そういうのがウエイトが非常に高いですね。

我々の評価というのはもう少しきめ細かく評価された上で、入札にはどのレベルの業者を下請、専門には使っているのかと、そこまで考えて、それは評価表に基づくものです。

経営審査とかいう大げさなものではなくて、評価表で結構ですので、そういうのをつくっていただいて、そこまで見ていただかないと、さっき言った担い手。皆さん、一生懸命やっていますので、そこまで見てもらわないと、今のままでいくと、一生懸命やってきた会社というのは、どんどん、どんどん潰れていきます。何もやらないほうがお金がかかり

ませんので。

そういうことを考えますと、どうか、きちっとまじめに仕事をやっている専門工事業者を公共工事においても使っていただきますように、評価というのを新たに、具体的に要件で加えてもらおうと、そこだけはお願ひしたいなと思います。

以上です。

【石原会長】 ありがとうございます。

ほかに。局長、お見えになりましたけれども、何か一言ございますでしょうか。

【谷脇土地・建設産業局長】 済みません。おくれてまいりまして、申しわけございませんでした。

今、お聞きいたしました意見、常日ごろから気になっております意見が多かったわけでございます、一つ一つしっかりと対応させていただきたいと思っております。

そんなことでよろしゅうございますか。もうちょっと時間がありましたらお話ししたいことがたくさんございますけれども。

【石原会長】 次の機会か別の機会にじっくりと時間を持ちたいと思います。

【谷脇土地・建設産業局長】 済みません。大変お世話になっております。これ、忘れました。

夏から、土地・建設産業局長をしております谷脇でございます。建設業課課長を3年ほど前までやっておりましたので、委員の皆様方には大変お世話になっておりますけれども、今、またお話をお聞きしておりましたように、非常に大きな課題がたくさんございますので、委員の皆さん方にご指導をいただきながら、しっかりと対応していきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

【石原会長】 それでは、しっかりよろしくお願ひしますとも、お互いにあれしてですね。

次のテーマに移りたいと思ひます。

続きまして、議事の(2)の本日のメインテーマになりますが、解体工事業の追加に係る経営事項審査制度の改正につきまして、事務局よりご説明をよろしくお願ひします。

【北村建設業課長】 では、お手元に資料3という1枚紙があると思ひますが、こちらでご説明申し上げたいと思ひます。

これは昨年、建設業法の改正がございまして、建設業の許可の業種区分に新たに解体工事業というものが設けられました。

建設業法でございますので、これはそれぞれの区分ごとに許可を取るということになってございまして、今まではとび・土工工事業という中に含まれておりました解体工事業というものが独立の区分になったと、独立して許可の対象になったということでございます。これにつきまして、ただ、来年の6月ごろを施行予定ということで、施行の準備をさせていただきますところでございます。

さらに、ここの米印でございますけれども、これは来年の6月に独立しましても、その時点でとび・土工工事業の許可を受けている建設事業者の方につきましては、解体の許可を取らなくても3年間は引き続き工事ができると、このような経過措置が法律に定められているところでございます。

今回はこの法律改正を踏まえまして、経営事項審査制度についての改正をご提案するところでございます。

内容は非常に簡単でございますので、これまで許可業種ごとに経営事項審査をしておりますので、当然でございますけれども、解体工事業という許可区分ができましたので、解体工事業という経営事項審査項目ができる。これは非常に当然のことでございますけれども、そういった内容でございます。

1点、これについても、経過措置を置きたいということでございます。ここの下に数式がございますけれども、経営事項審査につきましては、総合評定値というものを X_1 、 X_2 、 Y 、 Z 、 W と5つの要素から構成してございます。 X_1 、 X_2 というのは経営規模をあらわす指標、 Y が経営状況、 Z が技術力、 W がその他の社会性といったもので評価してございますが、この中で、当然、自己資本とかそういったものは会社で全て、どの事業をやっても会社ごとに同じでございますけれども、完成工事高というもの、下に矢印がございますけれども、これはそれぞれの許可区分ごとの完成工事高で評価しております。あと、この技術力でございますが、こちらについては②、③で、それぞれの許可工事ごとの元請完成工事高、また、それぞれの工事ごとの技術職員数で評価をするということになってございます。

一番下の経過措置でございますけれども、今回、とび・土工工事業から解体工事業が分離するわけでございますけれども、法律上3年間はとび・土工工事業のままでも事業ができるということになってございます。ですので、3年間は解体工事業の新しい許可を持った方と古いとび・土工工事業のままで行う方。当然ながら、とび・土工工事業で行っていますと、狭い意味でのとび・土工工事業と解体と両方できるということになってまいりま

すので、それぞれ、完成工事高を計算するときに、許可を取っていると工事高が減ると、取らない、昔の許可のままだと多いということで、不公平が生じますので、この3年間の経過期間中は新しい許可を取っている方であっても、新しい解体工事の工事高に基づいた数値と、あとは仮に新しい許可を取らないで今までどおりやっていたとび・土工事業でやった場合の総合評定値と、2種類の計算をしますというのが経過措置の1つ目でございます。

もう一つが、これは技術職員でございますけれども、技術職員につきまして1人の方でいろいろな免許とか許可を取っている方がございます。いろいろな資格を持っていても、實際上、現場に出るのは数が限られておりますので、1人の方については2つの業種でしかカウントできないということでございます。

これも非常にテクニカルなことでございますけれども、経過措置で解体工事業ととび・土工事業とそれぞれで経審の点数をつけることになりますので、これを、今まで、2つというときの数え方でございますけど、今までであれば、例えば、解体工事と土木一式とか、それで2と数えておったんですけれども、経過措置期間中は、この1人の方が、例えば、とび・土工と解体それともう一つというような形で、形式上、3つまでカウントできるという、非常にテクニカルな改正でございますけれども、そういった経過措置を置きたいという内容でございます。これをお諮りしたいと思います。

以上でございます。

【石原会長】 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【廣瀬委員】 東日本高速道路の廣瀬でございます。

私どもも、既に今年から始めているんですが、大規模な道路の更新、修繕ということを行いますので、それに当然に解体工事が入ってまいります。ちょっと全容をこの際、皆さんにご説明を申し上げて、ご理解を得ておきたいと思っています。

当社自身が進めております道路の新設というのは、大体、2020年過ぎをピークになって、そこでピークアウトいたしまして、むしろ、本格的な維持更新の時代に入ってくる。今年から既に入っているという現状であります。

いわゆる大規模更新、大規模修繕というものをまとめて、法律用語では特定更新等の工事と申しておりますけれども、高速道路会社6社、これは東、中、西、首都高、本四、阪神、その6社で約4兆円の事業を計画しております。15年以内にこれを実施すると、こ

ういうことでございます。うち、私ども、NEXCO東日本は8,700億円について、今年3月に国交大臣のほうから道路特別措置法に基づく事業許可を受けまして、本年から実施を既に着手している、こういう状況であります。

当社ではこの事業を全社一体的に推進するために、特定更新等事業推進会議というものを設置いたしまして、現地の支社などと連携を密にしながら、具体的な工事計画、あるいは交通規制。これは、交通規制は非常に、現在使っていただいている高速道路をとめて工事をしてまいりますので、大変ご迷惑をおかけすることになりますが、広報のあり方等も含めて、交通規制のあり方、また、新しい技術、新工法の開発、入札方式や、あるいは積算基準の策定など、諸課題の解決に向けて、スピード感をもって全社的に取り組んでいくと、こういう形にいたしております。

今回のご審議、今、ご説明がありましたものを踏まえまして、大規模更新にかかる工事につきましても、必要な実務経験や資格のある技術者を適正に配置して、事故を防ぎ、工事の品質の向上を図ってまいりたいと考えております。

当社発注の工事では老朽化した橋梁につきましては、既設の構造物の解体に合わせ、それら構造物の新築を行います。これは取りかえ、かけかえであります。そういうことを同時に行いますため、解体工事だけの工事発注というのはほとんどないというふうになると思いますので、その点をお含みおきいただきたいと思っております。

さらに当社といたしましては、工事発注者の立場から、建設業界の多様化する環境の変化に対応できるよう、今日もお話のありました、人材育成の計画や実行体制などをしっかりと行って、事業を推進してまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、どうぞご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

道路も更新の時代になるというお話の中で、いろいろと新しいことがというお話でございましたけれども、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

先ほどの解体を新しい区分として、ただし3年間の猶予規定を設けるという趣旨でございましたが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ご発言がないようでございますので、経営事項審査の審査基準の改正につきまして、本日の総会において案のとおり了承されたものといいたしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石原会長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、議事の(3)としております、その他の内容につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【北村建設業課長】 それでは、資料4でございます。こちら、本審議会の正式な審議事項ではございませんけれども、せっかく皆様方、お集まりでございますので、ご報告を申し上げたいと思います。資料4で「横浜市の分譲マンションにおける基礎ぐいに係る問題について」というところでございます。

お開きいただきます。物件の概要はここに書いております。報道等で皆さん、ご承知かと思えます。割愛させていただきます。

経過と対応ということでございますが、今回2つの事象が生じていると我々、認識しております。

一つは横浜市の分譲マンションにおける施工不良ということで、これは横浜市の分譲マンションにおきまして、基礎ぐいが地下の支持層に到達していないものがあるという事実、というふうに言われているということ。

それから、あとは、施工の際のデータについて、流用があったと。これが2種類ございまして、くいを打ち込むときの電流計のデータというものが38本、セメントミルクの流量計のデータ、これが45本ということで、これ、重複ございますけれども、70本のくいについて打ち込む、施工の時点でデータの不正な流用があったというふうに判明してございます。

これにつきましては、一つは、建築の安全性をつかさどります特定行政庁である横浜市が事業主等に指示をして、安全性を検証しているというのが一つございますし、あとは、当然、これ、マンションでございますので、事業主である三井不動産レジデンシャルのほうから住民に対して建てかえを含めた補償の方針等を提示している。また、私ども、国交省といたしましては、その建設業者、不動産業者に対しまして、原因の調査を行う、報告するような指示をしているというところでございます。

もう一つ、施工データの流用等ということで、今回、非常に大規模なデータの流用等ございました。これは直接行っておりましたのが、二次下請でありました旭化成建材ということでございます。こちらにつきましては、全国的にこのようなことが行われていないかというような疑念がございまして、私どものほうからご指導させていただきまして、これ

の、まず、どういったところでやっているかと。

1 ページめくっていただきますと、数字がございます。これはあくまでも旭化成建材が過去10年間で行った工事ということでございまして、ここで、これが全て流用があったということではございませんけれども、これを私どもとしては調査のスタートラインとして調査を始めるといようなこととございます。

あと、ちょっとポンチ絵でご説明させていただきたいと思います。3 ページ目でございますけれども、今、申しあげました、この3,040件につきまして、11月13日、今週末でございますけれども、まずはデータ流用があったかどうかということと、「書面調査」と書いてございますけれども、これを調査をすると。この流用が、もし、ありましたら、それについては、安全性が非常に心配になっておりますので、まずは、例えば、そのくいがちゃんと支持層まで到達しているかどうかといったような調査をして、さらに到達していないということになりますと、建物がほんとうに地震等で大丈夫かという安全性の検査をするというような3段階で今後の対応をしているところでございます。

あと4 ページでございますけれども、このポンチ絵、国交省で、左側に旭化成建材、右側に元請建設会社と書いてございます。今回、元請会社の代表の皆様、委員さんとしてご参加いただいておりますけれども、今回、旭化成建材だけの問題ではなく、元請建設会社の方にも一緒に入っていただいて、二重のチェックをして、調査に万全を期すというような体制でご協力を賜っているところでございます。

5 ページ目は、横浜の現場において、そのデータの流用をした人が、この人がやったケースでございますけれども、これ、右下のところでございますけれども、41現場で、19の現場で施工データの流用があったという報告、これは旭化成のほうからいただいております。あと、41の下のうち2とありますけれども、これは当初、41現場といわれていたんですが、追加調査で2だけ追加となったというものでございます。

あと、6 ページは、これ、国民の皆様への不安解消ということで、私どものほうで相談窓口をつくっているということのご紹介の資料でございます。

あと8 ページにつきましては、こういったことで、かなり再発防止策等を検討しなければならぬということで、私どもで対策委員会というものを設置させていただいております。専門家の皆様からのご意見を頂戴して、審議を行っていただいているというようなことでございます。

駆け足でございましたけれども、概要は以上でございます。よろしく申し上げます。

【石原会長】 ありがとうございます。

以上、報告事項ということでございますが、その他、この女性活躍というのはよろしいんですか。

【北村建設業課長】 これは参考までにとということで、このようなことも国交省やっていますということで、ご参考までにつけさせていただきました。

【石原会長】 先ほどのからみで、山内さん、どうぞ。

【山内委員】 まず、くいについてちょっとお話しさせていただきたいと思います。

今の横浜市のマンションにおける基礎ぐいにつきまして、日本建設業連合会の山内でございますが、一言、意見を述べさせていただきたいと思います。

今般の問題により、基礎ぐい工事、ひいては建設生産物に対する国民の安心と信頼が揺らぎかねない事態となっていることは、まことに遺憾であります。

施工管理の責任を負う元請会社の団体であります、私ども日建連としましては、大変重く受けとめており、不安の払拭と安全確保のために万全を期する所存でございます。

現在、会員各社により、積極的に調査を実施しているところであり、また、再発防止策につきましても、国土交通省が設置された基礎ぐい工事問題に関する対策委員会における今後のご検討にも沿いながら、くい施工の管理体制や、管理指針の検討を進めてまいります。

いずれにしましても、最終消費者、発注者、あるいは一般国民の皆さんの私どもに対する信頼を回復するべく、業界団体としましても、各個社としましても、全力を挙げて解決すべき喫緊の課題であると認識しておりまして、それに向けて万全の体制で邁進していきたいと考えている次第であります。

以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。それでは、今のお話も含めまして、全般的に、今のくいのお話も含めまして、皆様、何か、ご意見、ご質問等ございましたら。

それでは、櫻井委員。

【櫻井委員】 学習院大学の櫻井です。

今のくいの件なんですけれども、平成17年でしたかね、耐震偽装の事件がございまして、そのときには建築基準法等、規制をかなり強化する形で対応したんですけれども、必要な規制は当然、強化するのが当たり前のことだと思うんですが、一方で、その後の今日までの展開というのを見ておりますと、現状に非常にうまく合った形で、つぼを突いた

対応というのを行政がしていきませんか、結局のところ、最初に投げた球を少しずつまた、別の球を投げなきゃいけないという形で、かなり事案としましては、非常に示唆的といえますか、どういう形でこういう問題が生じたときに対応するのかというのは、行政としてはかなり総合的に、ほんとうにいろいろなことを考えながら手を打っていくということが非常に重要だと思っております。

これ、ですから、耐震偽装は住宅局さんでしたけれども、局も違いますので、よくコミュニケーションをとっていただいて、情報収集等していただいて、研究をした上で、この今回の件については非常に重要なことで、特に、民間人からしますと、自分が住んでいる家がどうなるかという話なので、建設業法は基本的には、沿革的には公共工事を念頭に置いていたということなんですけれども、しかし、少し、時代の重点が変わってきているということはかなりはっきりしているかと思っておりますので、そういう観点で、ぜひ慎重で、かつ、総合的で、かつ、つばを突いた対応をしていただきたいと考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

【石原会長】 ほかにご意見等ございますでしょうか。あるいは、ご質問等ございましたら。

いずれにしろ、本件につきましては、専門家の方々による再発防止策等の検討が今進められている最中ということでございます。この中建審としての対応といえますか、実は、審議事項にはなじまない感じなのでございますのであれなんですけれども、今、お話がございましたように、建設される立場、あるいは消費者のお立場からいろいろなご意見をいただきましたが、ほかに。せつかくの機会でございます。

どうぞ、小澤先生。

【小澤委員】 東京大学の小澤と申します。対策委員会のメンバーになっておりますので、今、いただいているご意見を受けとめながら、その中で。

一つは、現状、実態がどうなっているのかと。今回の問題がどういうことで起こっているかということだけではなくて、そもそも、施工管理の実態が現場でどういうふうに行われているのかと。国民の不安を払拭するために、市民に信頼される建築物を提供するために、施工不良を発生させないような仕組みなり体制をどうすれば実現できるのかという観点で、とりあえず、年内に何か答えを返さないといけないんですけれども、もう少し長い目で業界全体の品質管理のあり方、そこの信頼が得る仕組みをきちんと手を打っていく必要があるんじゃないかと。

くいの問題だけではなくて、いろいろなところいろいろなことが起こっている可能性もありますので、きちんとその辺を見きわめて、検討、対応を考えさせていただきたいと思いをします。

それにつきましては、今、山内委員からも決意表明がございましたけれども、業界の皆様方に、実際、実態として何が起こっているかというところで、調査のご協力をお願いすることがあるかもしれません。そのときにはぜひご協力お願いしたいと思いますし、国交省の制度、建設業法、あるいは建設基準法、あるいは品質管理にかかわるいろいろな仕組みが国交省としては所管されておりますので、その全体をどういうふうに変えていけば、今のような問題を発生させないようにできるかというところで、いろいろ検討をお願いしたいと思っております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

【石原会長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

それでは、ないようでございますので、以上、終了したいと思います。終了に当たります、国交省さんのほうから何か一言ございますか。先ほどのよろしゅうございますか。

それでは、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございます。

【事務局（西山）】 ありがとうございます。

本日の配付資料のご郵送をご希望の委員の方におかれましては、テーブルの上に置いたままにしていただければ、事務局のほうで後日郵送とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましてはご多忙のところ、まことにありがとうございます。

— 了 —